

メタバース空間を活用した不登校児童生徒支援業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

大分市教育委員会 教育部 児童生徒支援課

令和7年6月

## メタバース空間を活用した不登校児童生徒支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

本市の、令和5年度における不登校児童生徒数1,665名のうち、約2割（310名）が専門的な相談機関での相談・指導が受けられておらず、さらにその半数は不登校状態が長期化（年間90日以上）している状況となっている。そこで、個々の不登校児童生徒の状況に応じた適切な支援を行うとともに、多様な学び場や居場所を確保するため、一人1台端末を活用したオンラインによる支援を充実させていくことを目的とする。

### 2 業務名 メタバース空間を活用した不登校児童生徒支援業務委託

### 3 業務内容 別紙仕様書のとおり

### 4 契約方法 公募型プロポーザル方式による受託候補者との随意契約

### 5 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

### 6 提案限度価格 528,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 7 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では本業務の目的を達成できないと判断できることから、公募型プロポーザル方式により、企画内容や業務体制、実績等を総合的に審査した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した事業者を選定するため。

### 8 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団およびこれらの利益となる行動を行っていない者。
- (5) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号）若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 12 年大分市告示第 477 号）に基づく指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6) 企画提案書提出日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 地方公共団体における本業務と類似の業務委託実績を有すること。
- (9) 大分市内に本店または主たる事務所または支店（入札契約に関する権限の委任を受けている者）があること。

## 9 事業者選定までの流れ

### (1) 選定スケジュール（予定）

| 内 容                    | 期 間 等                                                  |
|------------------------|--------------------------------------------------------|
| 実施要領等の配布期間             | 令和 7 年 6 月 17 日（火） 午前 9 時<br>～令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 5 時 |
| 参加表明書の提出締切             | 令和 7 年 6 月 27 日（金）                                     |
| 実施要領等に関する質問書受付締切       | 午後 5 時 15 分《必着》                                        |
| 参加資格審査結果の通知            | 令和 7 年 7 月 3 日（木）                                      |
| 質問内容に対する回答             | 令和 7 年 7 月 3 日（木）                                      |
| 企画提案書等の提出締切            | 令和 7 年 7 月 11 日（金）<br>午後 5 時 15 分《必着》                  |
| 選定（プレゼンテーション及びヒアリング審査） | 令和 7 年 7 月 25 日（金）（予定）                                 |
| 選定結果の通知                | 令和 7 年 7 月 29 日（火）（予定）                                 |

### (2) 参加表明書の提出

本プロポーザルへ参加を表明する者は、令和 7 年 6 月 27 日（金）までに次の①から⑤の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加表明書 （様式第 1 号）
- ② 参加事業者の概要（様式第 2 号）
- ③ 事業実績調書 （様式第 3 号）
- ④ 納税証明書 （国税、県税、市税について滞納がないことを証するもの）
- ⑤ 誓約書 （様式第 4 号）

提出期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

なお、参加資格の審査結果は、令和7年7月3日（木）までに、参加資格の有無に関わらず、すべての参加者に書面で通知する。

### （３）本プロポーザルに関する質疑応答

本プロポーザルに関する質問書（様式第5号）の提出については、次のとおりとする。

ア 提出方法 FAX又はメール

イ 受付期限 令和7年6月27日（金）午後5時15分《必着》

ウ 回答方法 令和7年7月3日（木）までに質問者名を伏せて、質問内容及び回答を市ホームページに公開する。

※ただし、提出期限までに参加表明書を提出し、参加資格があると認められた者の質問のみに回答する。

### （４）企画提案書等の提出

企画提案書（様式第6号）の提出については、次のとおりとする。

ア 企画提案書に記載する内容

① 企画提案書

② 見積内訳書

③ 実施体制（専門性、実績、人員・設備、個人情報保護）

④ 拡張性

イ 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時15分《必着》

ウ 様式 企画提案書（様式第6号）を鑑とし、任意の様式によりA4判縦の左綴じ2穴ファイル綴で横書きで作成すること。なお、資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合は、A3判の利用を可とする。

エ 部数 正本1部、副本7部（正本1部以外はコピー可）

オ 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る）

### （５）プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。日程は、令和7年7月25日（金）を予定しているが、詳しい時間や場所等はプロポーザル参加事業者に対して別途通知する。実施方法等は次のとおりとする。

ア 1者の持ち時間20分以内とする。また、質疑応答は10分以内とする。

イ 会場に入室できるのは3名以内とし、説明は、原則として提案書の実施体制に記載されている担当予定者のうち、主たる担当者が行うこととする。

ウ プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ プレゼンテーションを実施する場合に当たっては、企画提案書その他、プレゼンテーション用の資料の提出も可とする。ただし、資料を印刷の上、事前に提出

すること。

(6) 選考結果の通知

選考結果は、プロポーザル参加事業者に対し令和7年7月29日(火)(予定)までに通知する。

10 審査及び選定方法

- (1) 受託候補者は、大分市貸与型奨学資金未収金回収業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という)の評価に基づき教育長が決定する。
- (2) 選定は、審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングでの審査により行う。
- (3) 受託候補者として選定される者は、委員全員の審査点の合計が、満点の6割以上の者とする。
- (4) 選定の結果、評価点の合計が選定水準点を超えた者のうち、最も高い者について、市と事業実施に係る協議を行う。また、当該協議が合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の協議により選定する。
- (6) 選定結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を受託候補者として選定する。
- (8) 選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受付けない。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (8) その他、選定委員会が不相当と認めるとき

12 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出期間の締切日以降における提出書類の差替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

- (3) 提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等は、大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）に基づき、公開することがある。
- (6) 提案書等に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型となるものであるが、すべての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、委託者と受託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (7) 本要領を定めるもののほか、必要事項については市が別に定める。

《問い合わせ先》

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市教育委員会 教育部 児童生徒支援課 就学支援担当班（選定委員会事務局）

電話番号 : 097-537-5903

FAX : 097-532-2280

E-mail : jidoseito@city.oita.oita.jp

※本プロポーザルに関する様式や各種資料については、児童生徒支援課窓口及び市ホームページにて配布する。

※書類等の提出方法について特段の記載がない場合は、直接持参又は郵送の方法に限ることとする。

※直接持参する場合における受付時間は、市役所開庁日（土曜、日曜、祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする。